

別表1

家庭生活支援員派遣手当

家庭生活支援員の手当の基本単価は、次のとおりとする。

ア 生活援助

1時間 4,400円

イ 子育て支援

1時間 2,200円

(1) 早朝、夜間等通常の勤務時間以外の時間帯（午後6時～翌日午前9時）の単価は、次のとおりとする。

ア 生活援助

1時間 5,500円

イ 子育て支援

1時間 2,750円

(2) 子育て支援については、深夜から引き続き早朝まで預かりを実施した場合には、宿泊として取り扱うものとし、この場合の単価は次のとおりとする。

午後10時～翌日午前6時 11,000円×延べ児童数

(3) 実施要綱第7条第2項アの場所での子育て支援の手当は、同一世帯の複数の児童の子育て支援を行う場合、2人目以降の児童1人につき児童1人の場合の手当に0.5を乗じて得た額を加算する。

(4) 実施要綱第7条第2項イ、ウの場所での子育て支援の手当は、児童の数にかかわらず、実施要綱第4条第2項により配置する家庭生活支援員1人につき、児童1人の場合の手当に1.5を乗じて得た額とする。

(5) 訪問先から次の派遣先への移動分については、1,860円に次を乗じて得た額とする。

ア 30分未満は0

イ 30分以上1時間未満は0.5

ウ 1時間以上は1

(6) 各家庭生活支援員の手当の算出は時間単位とし、1時間未満の端数の取扱いについては、次のとおりとする。

ア 30分未満は切り捨て

イ 30分以上は切り上げ